

平成30年4月23日

家庭常備薬等の有償あっせんに係る返信用封筒について

「健保だよりNo.182」に同封の家庭常備薬等の有償あっせんについて、差出有効期間の記載が誤った返信用封筒が同封されていることが判明しました。

「差出有効期間平成29年12月31日まで」となっておりますが、平成30年6月30日まで使用可能ですのでそのまま使用くださいますようお願いいたします。

ご迷惑をおかけし申し訳ありません。